

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営集落基盤整備事業綾歌中部地区（ほ場整備事業）五反地地区）計画を平成24年1月30日変更した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成24年2月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造